

# 36協定の基礎知識

～働き方改革を受けて何が変わった!?!～



**日時** 10月15日(火) 13:20~13:40 受付  
 \*名刺を受付にご提出お願いいたします。  
 13:40~14:40 セミナー  
 14:40~15:40 グループ・コンサルティング

**会場** 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室  
 (大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4分



**定員** 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。  
 \*途中退席はご遠慮いただいております。

**お申込み方法** セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。\*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

## セミナー概要

事業所の規模にかかわらず、労働者が残業をする上では、予め36協定(時間外・休日労働に関する協定届)を労使間で締結し、労働基準監督署へ届け出なければなりません。また、この36協定には残業時間の上限規制が法改正によって新たに設けられ、既に2019年4月から(中小企業は2020年4月から)施行されています。今回のセミナーでは、法改正後の36協定の法的な意味・記載内容の留意点などについて、社会保険労務士が分かりやすく解説いたします。

13:40 ~ 14:40  
 セミナー

## 知らなかったでは済まされない! 36協定の基礎知識 ~働き方改革を受けて何が変わった!?!~

**講師** 星野 博信 関西圏雇用労働相談センター相談員  
 社会保険労務士(オフィスはる)

参加  
 無料

14:40 ~ 15:40 | **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

主催 関西圏雇用労働相談センター 協力 アデコ株式会社

**FAX**でのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

\*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(10月15日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働  
 相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ https://kecc.jp KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから  
 申込みもできます。

